



2023年5月15日

各 位

会 社 名 **マックス株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 黒 沢 光 照  
(コード番号：6454 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役上席執行役員 角 芳 尋  
(TEL. 03-3669-8106)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入

### 及び取締役の報酬額の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入及び取締役の報酬額の変更を決議しました。これに伴い、本制度の導入及び取締役の報酬額の変更に関する議案を2023年6月28日開催予定の第92回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件は、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会での審議、取締役会への答申を経て取締役会で決議しております。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に当たり、対象取締役に対して、その払込みに充てることを目的とした金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額につき、月額20,000,000円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬枠を月額20,000,000円以内から月額16,000,000円以内（うち、社外取締役分3,000,000円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）に減額した上で、本制度を新たに導入し、本制度に係る対象取締役の報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定すること（以下「本議案」といいます。）につき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本議案をご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する報酬（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は除きます。）の構成は下表のとおりとなります。

< 報酬構成 >

現行		改定後	
固定報酬 (月額報酬)	月額 2,000 万円以内	固定報酬 (月額報酬)	月額 1,600 万円以内 (うち、社外取締役分 300 万円以内)
業績連動報酬 (賞与)	毎年株主総会により承認	業績連動報酬 (賞与)	変更なし
非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	—	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	年額 4,800 万円以内

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 48,000,000 円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 35,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会での審議、取締役会への答申を経て、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①本株式の割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社開設する専用口座で管理される予定です。なお、本株主総会において本議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上